規　則

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項及び第八十八条の二の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、会社等が財務諸表提出会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表規則」という。）第五条第一項第一号に規定する財務諸表提出会社をいう。以下この項において同じ。）又は外国の法令に基づく財務計算に関する書類で財務諸表（財務諸表規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。）に相当するものを作成する会社（以下この項において「外国財務諸表提出会社」という。）である場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて国内売上高とすることができる。ただし、当該各号に定める額が前項の規定に従い計算した国内売上高と著しく異なることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　会社等が財務諸表提出会社である場合　財務諸表規則第八条の二十九第二項第二号に規定する地域ごとの情報のうち本邦に係る売上高

二　会社等が外国財務諸表提出会社である場合　財務諸表に相当するものに記載される売上高のうち国内売上高に相当するもの

第二条の三第一項中「以下「」を「以下この項において「」に改め、同項第一号イ中「のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五号）附則第三条第一項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる同令第二条の規定による改正前の連結財務諸表規則第十五条の二第三項に規定する海外売上高」を「における連結本邦売上高（連結財務諸表規則第十五条の二第二項第二号に規定する地域ごとの情報のうち本邦に係る売上高」に改め、「を控除した額」を削り、同項第三号イ中「のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高を控除した額」を「における連結本邦売上高」に改める。

第二条の五第一項第一号イ及び同項第三号イ中「のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高を控除した額」を「における連結本邦売上高」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項（同条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定による届出に係る最終事業年度が平成二十二年四月一日前に開始したものについては、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第四十九号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十三条第一項第二号の規定に基づき、平成二十三年三月三十一日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十三年四月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

平成二十三年三月三十一日を末日とする事業年度に係る保険業法施行規則（以下「規則」という。）第七十三条第一項第二号（規則第百六十条において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が定める金額（生命保険会社及び外国生命保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）に係るものに限る。）は、東日本大震災による災害に係る保険金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てる場合には、保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百三十四号）第一条の規定にかかわらず、死亡者数等に基づく合理的な方法により計算した金額とすることができる。

○金融庁告示第五十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

1　この告示は、平成二十三年五月一日から適用する。

2　この告示は、平成二十三年十月三十一日限り、その効力を失う。

○金融庁告示第五十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

1　この告示は、平成二十三年五月一日から適用する。

2　この告示は、平成二十三年十月三十一日限り、その効力を失う。

○総務省告示第百六十七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した社団法人電線総合技術センターから登録を受けた法人の名称の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十三年四月二十八日

総務大臣　片山　善博

一　変更後の登録を受けた法人の名称

一般社団法人電線総合技術センター

二　変更の日

平成二十三年四月一日

○政治資金適正化委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年四月二十八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三九〇三	二三、四、八	鈴木　茂和
三九〇四	二三、四、八	古屋俊一郎
三九〇五	二三、四、八	西田　篤史
三九〇六	二三、四、八	南雲長太郎
三九〇七	二三、四、八	熱田　裕子
三九〇八	二三、四、八	小杉　浩之
三九〇九	二三、四、八	岡田　尚士